

中期計画に記載することが必要な事項について

各法人が作成する中期計画は、中期目標において定める事項を達成するためにとるべき措置のほか、法令で規定する財務等の運営上の基礎となる以下の事項について記載が必要とされている。

- VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- VII. 短期借入金の限度額
- VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- IX. 剰余金の使途
- X. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
 - 1. 施設及び設備に関する計画
 - 2. 人事に関する計画
 - 3. 中期目標の期間を超える債務負担
 - 4. 積立金の使途
 - 5. その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

<参考>

国立大学法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号）

第 31 条 国立大学法人等は、前条第 1 項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 文部科学大臣は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

国立大学法人法施行規則（平成 15 年省令第 57 号）

第 7 条 法第 31 条第 2 項第 7 号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途
- 五 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

中期計画案別紙一覧

人間文化研究機構

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VII 短期借入金の限度額

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究、社会連携、国際交流及び施設・設備の充実や組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
総合地球環境学研究所施設整備事業（PFI）	総額 1,613	施設整備費補助金（1,319） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（294）
国立歴史民俗博物館研究実験管理棟耐震改修		
国立歴史民俗博物館ライフライン再生（電気設備）		
国立民族学博物館ライフライン再生（防災設備）		
小規模改修		

（注1）施設・設備の内容、金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構

施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ①教育研究の質の維持・向上に配慮しつつ、多様な人材を確保するため、年俸制やクロスアポイントメント制度を活用し、若手研究者や外国人研究者の雇用を増加させる。
- ②次代の研究者を養成するために、テニユアトラック制度等を導入し、若手研究者の安定的なキャリアパスを構築する。
- ③女性の活躍推進を踏まえて、女性教職員の割合を第2期中期目標期間より拡充する。
- ④事務組織の円滑な業務遂行のため、計画的な職員の採用や、キャリアポストを考慮しながらの機構内の人事異動及び国立大学等との人事交流を行う。
- ⑤教職員の資質向上を図るため、機構が主体となった研修を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み ○○, ○○○百万円 (退職手当を除く)
 ※運営費交付金の算定ルールが決定後に算出予定

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 総合地球環境学研究所施設整備事業

- ・事業総額：5,820百万円
- ・事業期間：平成15～29年度(15年間)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H28	H29	中期目標期間小計	総事業費
施設整備費補助金	368	375	743	743
運営費交付金	85	78	163	163

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

4. 積立金の使途

後日提出

自然科学研究機構

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VII 短期借入金の限度額

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

国立天文台岡山天体物理観測所職員宿舍跡地及び駐車場跡地（岡山県浅口市鴨方町鴨方2037番1及び2177番2）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
30m 光学赤外線望遠鏡（TMT）計画の推進 超高性能プラズマの定常運転の実証 実験研究棟改修（基生研） 小規模改修	総額 1, 8 0 1	施設整備費補助金 (1, 2 8 5) (独) 大学改革支援・学位 授与機構施設費交付金 (5 1 6)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は、平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教育研究の活性化を図るため、クロスアポイントメント制度を含む混合給与及び研究教育職員における年俸制の活用による人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、年俸制については、業績評価体制を明確化し、年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。

国内外の優秀な若手・外国人の研究者を集め、教育研究の活性化を図るとともに、特に国際的な研究機関として広い視点を取り込むため、外国人研究者の採用を促進する。また、男女共同参画の環境を整備・強化し、女性研究者を積極的に採用する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

該当なし

4. 積立金の使途

後日提出

高エネルギー加速器研究機構

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VII 短期借入金の限度額

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・東海団地 大強度陽子加速器施設 ・大穂団地 電気設備 ・小規模改修	総額 1, 3 5 9	施設整備費補助金 (9 9 3 百万円) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (3 6 6 百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 人事の公平性、教員の流動性を高めるため、教員の人事は原則として国際公募とし、教育研究評議会での方針に基づき、各研究所、施設の運営会議の下で選考を行う。また、多様な研究人材を確保し、活用できるよう年俸制、クロスアポイントメント、任期制等の仕組み、勤務時間、休暇、人事評価等の制度を

整備・運用する。

- 「Ⅱ－1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置」における人材確保の目標を達成するための具体的な対策は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」及び「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」に基づく一般事業主行動計画等に定めるとともに、居住等への支援も含めた研究環境を引き続き維持・整備し、海外の地域からの卓越した研究者等の確保に努める。さらに、博士研究員制度等により若手研究者の育成を図る。また、研究支援を担う技術職員・事務職員等の人材の確保、育成を図り、特に専門的な研究推進事務を担う人材育成のための制度を整備する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み ○, ○○○百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(リース資産)

電子計算機の賃貸期間 平成32年度から平成36年度までの5年間 3,230百万円

(注) 賃貸期間及び金額については予定であり、事業の進展等により変更されることもある。

4. 積立金の使途

後日提出

情報・システム研究機構

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VII 短期借入金の限度額

※運営費交付金の算定ルールが決定後に提出

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ① 重点研究・開発業務への充当
 - ② 広報・研究成果発表への充当
 - ③ 教職員の能力開発の推進
 - ④ 施設・設備の整備
 - ⑤ 教職員、共同利用研究者等の安全管理、福利厚生の実施
 - ⑥ 大学院教育の充実
 - ⑦ 社会貢献活動の拡充
- に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・立川団地研究支援棟新営	総額 708	目的積立金等 (528 百万円)
他 小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (180 百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

方針

- ・研究者の流動性を一層高めるために教員に対して積極的に年俸制を適用し、第3期中期目標期間終了時において年俸制の適用割合を20%以上に引き上げる。また、多様性に富む共同利用・共同研究を促進する観点から、国内外の大学等との人事交流を促進するためクロスアポイントメント制度の積極的活用を行う。
- ・事務職員が長期に同一の業務を担当しないよう計画的に人事異動を行い、機構内の異動、他機構や大学等への人事交流も積極的に進め職員の職務能力の向上に努め、業務の適正化・合理化を図る。また、事務職員に毎年度事務に関するコンプライアンス研修を実施し、適切な人事評価に応じた処遇を行い資質の向上を図る。
- ・効果的な法人運営を進めるため、URAなどの高度な専門性を有する者の活用や、女性研究者の積極的な採用により多様な人材を確保する。女性研究者の割合を第3期中期目標期間終了時において20%とする。さらに、管理職等への女性登用の推進など、そのキャリアパスの確立の方策を講ずる。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み ○○, ○○○百万円 (退職手当を除く)

※人件費については、運営費交付金の算定ルールが決定後に算出予定

3. 中期計画期間を超える債務負担

該当なし

4. 積立金の使途

後日提出